

入札公告（説明書）

令和4年8月19日

（契約責任者）東日本高速道路株式会社 東北支社 仙台管理事務所長 今野 敦哉

下記のとおり一般競争入札に付します。

なお、本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 東日本」といいます。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この「入札公告（説明書）」に記載のとおり実施します。

記

第1 基本事項（調達手続の概要）

- | | |
|----------------|--|
| 1-1. 契約件名 | 仙台管理事務所 通信ケーブル等購入 |
| 1-2. 契約責任者 | 東日本高速道路株式会社 東北支社 仙台管理事務所長 今野 敦哉 |
| 1-3. 契約担当部署 | 東日本高速道路株式会社 東北支社 仙台管理事務所 総務
(住所) 〒989-3121 宮城県仙台市青葉区郷六字庄子 40
(電話) 022-226-0631
(電子メールアドレス) ki-o-sendai@e-nexco.co.jp |
| 1-4. 入札の方法 | 郵送入札 |
| 1-5. 落札者の決定方法 | 自動落札方式 |
| 1-6. 競争参加資格の確認 | 事前審査方式（通知型） |
| 1-7. 単価表の提出 | 不要 |
| 1-8. 入札保証 | 不要 |
| 1-9. 契約保証 | 不要 |
| 1-10. 契約書の作成 | 必要…入札者に対する指示書[23]を参照のこと。 |
| 1-11. 契約図書 | |
- (1) 本件契約の内容となる契約図書は次のとおりとする。なお、本件競争入札に参加を希望する者（以下「競争参加希望者」）及び契約責任者は、契約図書に拘束されることとし、その定める事項を遵守しなければならない。
- ① 入札公告（説明書）…本書 https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service
 - ② 契約書 https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/
「購入契約書」を使用すること。
 - ③ 入札者に対する指示書 https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/
「入札者に対する指示書【郵送入札】《購買等契約》」を使用すること。
 - ④ 仕様書 https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service
 - ⑤ 金抜設計書 https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service
 - ⑥ 競争参加資格確認申請書 本書の様式1のとおり
 - ⑦ 入札書 上記③入札者に対する指示書様式1のとおり
- (2) 競争参加希望者は、上記(1)に示す契約図書について内容を十分に確認し理解する必要がある、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加しなければならない。
- (3) 競争参加希望者は、上記(1)に示す契約図書については、NEXCO 東日本のホームページよりそれぞれダウンロードして取得すること。
- なお、下記期間を過ぎるとダウンロードできなくなるものもあるので注意すること。
- (4) 契約図書の交付期間 入札公告日から令和4年9月5日（月）まで

第2 調達手続に付する事項（調達概要）

2-1. 調達概要

- | | |
|---------------|---------------------|
| (1) 調達品名及び数量等 | 仕様書、金抜設計書のとおり |
| (2) 調達品の仕様等 | 仕様書のとおり |
| (3) 納入場所 | 仕様書のとおり |
| (4) 納入期間 | 契約締結の日の翌日から 120 日以内 |

第3 調達手続に参加するための条件等

3-1. 競争参加資格

本件競争入札に参加することのできる者（以下「入札者」）は、次に示す事項をすべて満たす者とし、下記に示す「競争参加資格確認申請書（以下「申請書」）」を契約責任者に提出した競争参加希望者のうち、契約責任者が競争参加資格があると認めた者とする。

なお、審査基準日（下記に示す「申請書」の提出期限の日をいう。以下同じ）以降、落札者決定までの間において該当する者でなくなった場合、競争参加を認めないものとする。

- (1) 審査基準日において、NEXCO 東日本の契約規程実施細則第 6 条（入札者に対する指示書[2]を参照のこと）の規定に該当しない者であること。
- (2) 審査基準日から落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO 東日本から「地域 2（東北支社が所掌する区域）」において、取引停止措置を受けていない者であること（取引停止措置期間（期首及び期末の日を含む）との重複がないこと）。
- (3) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、入札手続きに参加する者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、当該関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札者に対する指示書 1 [1]「入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願い」の②（1）の記載に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- 1) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- 2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1) については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- 1) 一方の会社等の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）を現に兼ねている場合
- 3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

【役員の定義】

会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。

- i) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - a) 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - b) 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - c) 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
 - d) 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

- ii) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- iii) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- iv) 組合の理事
- v) その他業務を執行する者であつて、i)～iv)までに掲げる者に準ずる者

【管財人の定義】

民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人

- ③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
組合とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3-2. 競争参加資格確認申請書及び入札書の作成

- (1) 競争参加希望者は、次に示す申請書及び入札書を作成しなければならない。

申請書(様式)	作成に係る留意事項
競争参加資格確認申請書 (様式1)	<ul style="list-style-type: none"> ・必要事項を記載すること。 ・記載にあたっては、様式欄外の注意書きを参照のこと。 ・その他補足事項については、入札者に対する指示書[6]を参照のこと。
入札書(指示書様式1)	<ul style="list-style-type: none"> ・入札金額は総価とし、納入に関する一切の費用を含めた額とすること。 ・入札金額は消費税及び地方消費税相当額を除いた「税抜き額」を記載すること。 ・記載にあたっては、入札者に対する指示書[9]を参照のこと。

- (2) 競争参加希望者は、申請書及び入札書を次の手順に従い封筒に封かんしなければならない。

<p>《入札者に対する指示書 [11] 参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 封筒に、次に示す書類をすべて入れて封かんすること。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 入札書 ② 上記①で封かんした封筒のオモテ面に、次に示す事項をすべて記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 入札書在中 (2) 当該購買等の契約件名 (3) 入札者名（入札者が法人である場合は法人名のみで可） ③ 上記①で封かんした封筒と、次に示す書類を別の封筒にすべて入れて封かんすること。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 競争参加資格確認申請書（様式1） ④ 上記③で封かんした封筒のオモテ面に、次に示す事項をすべて記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 入札書類在中 (2) 当該購買等の契約件名 (3) 入札者名（入札者が法人である場合は法人名のみで可）
--

3-3. 競争参加資格確認申請書及び入札書の提出

- (1) 競争参加希望者は、本件競争入札に参加するため、次に示すとおり申請書及び入札書を提出しなければならない。

- ① 提出期間 入札公告日から令和4年9月5日（月）16時00分まで
- ② 提出場所 上記1-3「契約担当部署」のとおり
- ③ 提出方法 書留郵便等（郵便又は信書便のうち、受領署名又は押印を必要とする方法。普通郵便、持参による提出は受け付けない。）
- ④ 提出書類 上記3-2(2)で作成した申請書及び入札書が封かんされた封筒

3-4. 競争参加資格の確認

- (1) 契約責任者は、競争参加希望者からの申請書に基づき、当該競争参加希望者の競争参加資格の有無、その他必要な事項について確認を行い、その確認結果を通知する。

（入札者に対する指示書[7] [1]「事前審査方式(通知型)の場合」を参照のこと。）

確認結果通知予定日 令和4年9月16日(金)

- (2) 上記(1)に示す確認結果通知の内容に疑義がある入札者は、契約責任者に対し説明請求者の氏名及び住所、本公告の契約件名、不服のある事項並びに不服の根拠となる事項等を記載した説明請求書面(様式自由)によりその説明請求をすることができる。
- ① 提出期限 確認結果通知のあった日の翌日から7日以内(休日を除く)
 - ② 提出場所 上記1-3「契約担当部署」のとおり
 - ③ 提出方法 電子メール又は書留郵便等(郵便又は信書便のうち、受領署名又は押印を必要とする方法。普通郵便、持参による提出は受け付けない。)
- (3) 契約責任者は、説明を求められたときは、上記(2)①の提出期限の最終日の翌日から5日以内(休日を除く)に書面により回答する。

第4 開札・落札者の決定

4-1. 開札の日時及び場所

(1) 開札の執行については、次に定めるとおりとする。

- ① 開札執行日時 令和4年9月21日(水)10時30分
- ② 開札執行場所 東日本高速道路株式会社 東北支社 仙台管理事務所 会議室

(2) 入札者は開札に係る留意事項として、入札者に対する指示書[14]、[15][2]を参照のこと。

4-2. 落札者の決定

契約責任者は、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、最低の入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額をもって本件の契約価格を決定し、当該入札者を落札者と決定する。

なお、落札者の決定方法については、入札者に対する指示書[16][1]を参照のこと。

第5 その他

5-1. 使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

5-2. 質問の受付

(1) 本件競争入札に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。

- ① 受付期間 入札公告日から令和4年8月26日(金)16時00分まで
- ② 受付場所 上記1-3「契約担当部署」のとおり
- ③ 受付方法 質問書面(様式自由)を電子メール又は書留郵便等(郵便又は信書便のうち、受領署名又は押印を必要とする方法)により提出すること。
なお、質問書面には会社名及び提出日を記載すること。

【質問内容の記載上の留意点】

質問書面中に記載する質問内容に、質問者の会社名やその会社を類推できるような情報を記載しないよう留意すること

(2) 上記(1)の質問に対する回答については、次の定めるとおり行う。

- ① 回答予定日 質問書を受け取った日の翌日から5日以内(休日を除く)
- ② 回答方法 NEXCO 東日本のホームページ(「入札公告・契約情報」内の「本公告件名」の「備考」)に掲載する。

⇒ https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service

(3) 競争入札に関する一般的な質問については、NEXCO 東日本のホームページを参照すること。

⇒ <https://www.e-nexco.co.jp/faq/bids/>

5-3. 入札の無効

入札者に対する指示書[20]に該当する入札は無効とする。

5-4. 遵守すべき事項

この競争を行う場合において了知し、遵守すべき事項は入札者に対する指示書[24]を参照のこと。

5-5. その他

本件競争入札において入札の公正性を害する恐れが生じたときは、競争参加者に対して必要な調査を

実施及び依頼することがある。

以 上